

CNS無線ルータサービス おうちWi-Fi 無料キャンペーン規約

株式会社ケーブルネット鈴鹿（以下「CNS」といいます。）は、CNSインターネット接続サービス（以下「CNSインターネットサービス」といいます。）料金表に定めるCNS無線ルータサービス（以下「おうちWi-Fi」といいます。）の利用を促進し、CNSインターネットサービスをより便利にお使い頂くため、「CNS無線ルータサービス おうちWi-Fi 無料キャンペーン」（以下「本キャンペーン」といいます。）を実施いたします。本キャンペーンは、本規約に従って行われ、本キャンペーンにお申し込み頂くお客様には、本規約の内容を十分にご理解、ご同意いただいていることを前提といたします。

第1条（キャンペーン実施期間）

2024年4月1日から2024年10月31日まで

第2条（キャンペーン内容）

「おうちWi-Fi」の2年間継続利用を申し込み、当社がこれを承諾した場合、「おうちWi-Fi」2年間継続利用契約（以下、「継続利用契約」とします。）が成立します。この場合「おうちWi-Fi」の月額利用料を無料とします。

また、継続利用期間満了後、無線ルータはお客様に譲渡するものとします。ただし、期間の満了前に継続利用契約の解除があった場合、無線ルータは弊社に返却するものとします。

第3条（適用条件）

本キャンペーンは、以下のいずれかの場合に適用されるものとします。

- (1) CNSインターネットサービス新規申込希望者または、同サービス利用者が、「おうちWi-Fi」の2年間継続利用を申し込み、CNSがこれを承諾した場合
- (2) CNSドコモ光向けインターネット接続サービス新規申込希望者または、同サービス利用者が「おうちWi-Fi」の2年間継続利用を申し込み、CNSがこれを承諾した場合

第4条（継続利用期間及びその起算日）

継続利用期間は以下のとおりとし、申し込み後の継続利用期間の変更はできません。

- (1) CNSインターネットサービス新規申込同時適用：「おうちWi-Fi」の提供を開始した日の属する月の翌月1日を起算日として、2年間
- (2) CNSインターネットサービス利用者の申込適用：本キャンペーンの申込書到着月の翌月1日を起算日として、2年間

第5条（違約金）

2年間の継続利用期間の満了前に、継続利用契約の契約解除があった場合、残余期間に対応する「おうちWi-Fi」利用料相当額の違約金を、CNSが別途定める期日までに、CNSが指定する方法により一括してお支払いいただきます。

第6条（本規約の変更）

CNSは、本規約の変更についてCNSインターネット接続サービス契約約款を準用するものとします。この場合、無線ルータサービスの提供条件は、変更後の本利用規約によります。

第7条（協議等）

- (1) 本規約に定めのない事項については「CNSインターネット接続サービス契約約款」または「CNSドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約」を適用するものとします。
- (2) 契約者及びCNSは、本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意を持って協議の上解決するものとします。

2012年6月1日制定

2024年4月1日改定

本利用規約は2022年6月30日以前のCNSインターネット接続サービス加入者に適用されます。

2022年7月1日以降のCNSインターネット接続サービス加入者には適用されません。